

令和2年9月24日

会員各位

日行連自動車登録OSSセンター支所登録・看板設置希望会員の募集の件（案内）

北海道行政書士会 業務部長 北村資暁

日頃より業務部の業務推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度日本行政書士会連合会より、今年度の「日行連自動車登録OSSセンター支所」の看板の設置を希望する会員の募集を開始する旨の通知がありました。

この看板は、自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）の利用率拡大を目的に、OSS申請業務の普及促進に取り組むとともにOSSに対応できる措置を講じようとする全国の行政書士事務所に設置することとされているもので、その数は、令和元年度までに全国で952箇所に及びます。

看板設置を希望される会員は、下記記載の推薦条件、募集の流れ等をご確認の上、必要書類を期日までに支部長宛に提出お願いいたします。

記

1 推薦条件

参考資料1の「日行連自動車登録OSSセンター支所名称使用（支所看板設置）運用基準」第4条各号の通り。

2 募集の流れ

- (1) 希望会員は、参考資料1の内容をご了解いただいた上で、日本行政書士会連合会中央研修所研修サイトにて公開されているVOD研修「OSS申請業務研修」をご視聴いただき、視聴完了後に発行される修了証の写し、様式1及び様式5の書類（以下「申請書等」という。）を、令和2年11月6日（金）までに支部長宛に提出してください。
- (2) 支部長には、(1)で提出いただいた申請書等に推薦書（別途ご案内いたします）を添えて、11月20日（金）までに、本会に提出していただきます。

(3) 本会は、内容を確認の上、12月4日(金)までに、日行連に提出いたします。

3 その他

(1) 支所看板は、参考資料1別記様式の通りです。

(2) 看板作成費用9,240円(送料込・消費税別)は、会員の自己負担になりますのでご注意ください。なお、看板の納品は令和3年2月初旬～中旬を予定しています。

以上

記

添付資料

- ・参考資料1「日行連自動車登録OSSセンター支所名称使用(支所看板設置)運用基準」
- ・様式1「日行連自動車登録OSSセンター支所登録申請書」
- ・様式5「日行連自動車登録OSSセンター支所登録会員名簿の公開・非公開に係る依頼書」

連絡先：事務局
TEL : 011-221-1221 FAX : 011-281-4138
E-mail : gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

日行連自動車登録 OSS センター支所名称使用（支所看板設置）運用基準

（目的）

第1条 この運用基準は、自動車保有関係手続のワンストップサービス申請（以下「OSS」という。）に伴って必要となる証明物等の収受・管理を行うために、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）が設置する日本行政書士会連合会自動車登録 OSS センターの名称（以下「日行連自動車登録 OSS センター」という。）を、北海道行政書士会（以下「本会」という。）に所属する個人又は法人の会員が同センターの支所として利用するに際して必要な事項を定めることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便性の向上と負担軽減の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この運用基準で用いる用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- 一 「日行連自動車登録 OSS センター支所」とは、自動車の保有関係手続（登録申請手続及び自動車保管場所証明申請手続）及びこれに伴う証明物等の収受・管理を行うための本会に所属する個人又は法人会員の事務所をいう。
- 二 「証明物等」とは、自動車の保有関係手続等に伴って交付される自動車検査証、自動車番号標、封印等及び自動車保管場所標章等の有体物をいう。
- 三 「登録会員」とは、本会の推薦を受けて日行連自動車登録 OSS センター支所として、支所名称を利用し、定められた支所看板を設置して、自動車の保有関係手続、証明物等の収受・管理業務を行うことができる会員をいう。
- 四 「登録会員名簿」とは、本会の推薦により日行連自動車登録 OSS センター支所として前号の業務を行う者に対して、本会が作成した当該会員の登録番号・氏名・事務所所在地等を記載した書面をいう。

（登録会員名簿の管理）

第3条 本会は、登録会員名簿を保管するとともに、日行連に報告しなければならない。登録会員名簿の更新、記載事項の変更についても同様とする。

2 日行連は、本会より報告を受けた登録会員名簿を管理するものとする。

（登録会員の推薦条件）

第4条 日行連自動車登録 OSS センター支所（以下「支所」という。）の登録会員として、支所及び支所名称の利用、支所名称を冠した支所看板を設置するための推薦条件は、次のとおりとする。

- 一 OSS 申請業務の普及促進に取り組むこと。
- 二 日行連 VOD による研修を受講していること。
- 三 行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違反していないこと。
- 四 会費等の滞納がないこと。
- 五 依頼者に対する賠償責任を担保できる措置を講じていること。
- 六 OSS 申請に対応できる措置を講じること。

(利用制限等)

第5条 本会は、登録会員が次に掲げる事項に該当すると認められる場合には、日行連に報告するとともに、当該会員に書面により通知して、支所の名称使用を停止又は制限し若しくは登録会員名簿から削除することができる。

- 一 支所を設置した個人又は法人会員が廃業又は解散したとき。
- 二 支所の利用又は支所の名称の使用に関し妨害行為又は違法行為が発見され、これにより支所の維持が困難と判断されたとき。
- 三 天災、事変、その他の非常事態が発生し、支所の機能を喪失したとき。
- 四 行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等に違反又は、日行連又は本会からの指導を遵守しないとき。

(登録会員の遵守事項)

第6条 登録会員は、「日行連自動車登録 OSS センター支所」の名称を利用することに関して、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 本会又は日行連からの指導、管理及び利用状況調査等に協力すること。
- 二 自己の責任において支所又は支所の名称を利用し、支所の利用に伴う個人情報その他の情報を、日行連個人情報保護規則に準拠して管理すること。
- 三 支所名称の改変及び登録会員以外の者への名称利用許諾を行わないこと。
- 四 有償無償にかかわらず、支所名称を記した看板を第三者に貸与又は譲渡しないこと。
- 五 日行連又は日行連の指定する者が示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。
- 六 依頼者との間に生じたトラブルは、自己の責任において処理し解決すること。
- 七 登録申請書の内容に変更が生じた場合は、本会を通じて日行連に報告すること。
- 八 名称の利用を中止する場合(廃業又は解散を含む。)は、責任をもって看板を破棄した上で、本会を通じて日行連に報告すること。

(支所看板)

第7条 日行連自動車登録 OSS センター支所の看板は、別記様式に準ずるものとする。

附則

1 この運用基準は、令和2年8月17日から適用する。

【別記様式】 日行連自動車登録 OSS センター支所看板

材 質：アルミ複合版（厚さ 3mm）

地 色：白又は乳白色

文 字：「日行連自動車登録 OSS センター〇〇支所（〇〇〇〇行政書士事務所）」

文字色：黒色

徽 章：文字列の前に行政書士徽章マーク

サイズ：横 25cm×縦 100cm



- * 支所名は、事務所に最寄りの運輸支局・登録検査事務所の名称を使用する。
（別紙「日行連自動車登録 OSS センター支所名一覧」参照）
- * 支所名には行政書士名簿に登録された事務所名称を併記する。
（事務所名称の登録がない会員は「行政書士（氏名）事務所」を使用）

日行連自動車登録 OSS センター支所登録申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会会長 殿

- 一 私（当事務所）は、日行連自動車登録 OSS センター支所として登録し、看板の交付を希望し、所属単位会に申し込みます。
- 二 登録に際して、以下の条件を満たしていることに相違ありません。
- （1） OSS 申請業務の普及促進に取り組みます。
 - （2） 日行連 VOD 等による研修を受講済みです。
 - （3） 行政書士法及び関係法令並びに本国会則、規則等を遵守しています。
 - （4） 会費等の滞納はありません。
 - （5） 依頼者に対する賠償責任を担保できる措置を講じています。
 - （6） OSS 申請に対応できる措置を講じます。
- 三 日本行政書士会連合会自動車登録 OSS センターの設置目的を達成するため、登録会員名簿に記載された情報（登録番号・所属単位会・氏名・フリガナ・事務所名称・事務所所在地・事務所電話番号等）や最寄りの運輸支局、丁種会員情報等を公表することについて、承諾いたします。

行政書士登録番号

氏 名

職印

日行連自動車登録 OSS センター支所登録会員名簿の
公開・非公開に係る依頼書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会会長 殿

私（当事務所）は、日本行政書士会連合会自動車登録 OSS センター支所登録会員名簿に掲載されている私の情報について、公開・非公開^{*}とすることを求めます。

※公開もしくは非公開どちらかに○をしてください

行政書士登録番号

氏 名

職印